

答 申 第 1 1 1 号  
平成 30 年 3 月 23 日  
(諮問公第 126 号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、別表 3 の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 28 年 10 月 27 日付けで「平成 19 年～平成 27 年にかけて、鼓川町崖崩落現場の工事を巡って市と協議された協議書一切」及び「平成 19 年～平成 27 年にかけて、工事業者と協議、指導、注意、警告等がわかる文書（メモ等も含む）一切」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成 28 年 12 月 9 日付け鹿建総第 66－8 号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 1 月 24 日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 個人名の不開示は別として、平成 20 年 11 月 10 日の県、市の「協議会」には「県会議員も出席」の情報を得ている。議員は公務員（特別）で「個人情報」に該当しない。（別途、別人で得た平成 27 年 9 月 18 日の「崖崩れに係る住民説明会」の「開示公文書」では議員名と発言が〈ノーカットバージョン〉として開示されている）「議員名」はきちんと開示すべき。またその発言も開示すべき。

イ そのような会議に、「関係者」以外の「議員」が出席するということは、「個人」の資格ではありえない。きちんと議員名を開示すべきと考える。開示されなければ、その議員は施工業者の「代理人的存在」か、同様な「施工関係者」と理解する。

- ウ 平成 20 年 10 月 23 日の「施工業者からの事情聴取内容」の「造成目的」「今後の工事計画」についても開示されるべきである。
- エ 私は、その後の「行為許可」がなされたことは、「崖崩落防止の施設」を破壊したことに対して「その復旧と、補強」という行為目的しか理解できないが、「終了届」の時点では「宅地造成」と「駐車場」が出来上がっている。「施工業者」が当初何を計画していたかは、開示すべき内容と考える。
- オ 一個人としてではなく、町内会の代表、当事者として被害者の立場で請求したので、開示すべき。
- カ 平成 20 年 11 月 10 日の会議は鹿児島地域振興局の部長室で開かれており、市の担当者も出席している。  
この会議以前は警告書を出したりしていたのに、この日の会議を境に延長等が繰り返し認められたりするようになった。この会議が延長等が認められるきっかけとなったと思われるため、発言内容は開示すべき。
- キ 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合」とあるが、10 年近く延々と「違法な工事」を続けて大事故を起こしたのは「施工業者」であり不開示により保護され「不当な利益」を得ている。「保護」されるべきは「避難生活」を余儀なくされた地域住民であり不開示理由は納得できない。
- ク 「指導、是正命令が適正適格にされなかった」ことが崖崩落の大事故を起こしたのである。そして、開示請求している現在は「行為者」が工事している「現在進行」ではなく、事故が起き「恒久的工事」も終了し今後どのようにして、現状を保全管理するかが問われている現在の問題である。
- ケ 「指導、是正命令」が適正になされたかを検証するための「開示請求」であり、今後「許可行為」工事での「適正な指導、是正命令」は住民もともに監視し、考えていくことが大事だと思う。経過的にも住民からの「通報」説明会での意見に行政側が適正に対応してきたならば、「事故」は防げたと考える。「行為変更許可」「期間変更許可」がなされた時の協議内容もすべて開示すべきと考える。
- コ 弁明書の条例第 7 条 5 号及び条例第 7 条 6 号の不開示理由は、県として不都合な部分を隠すための理由にしかなっていない。
- サ 公正な協議が行われなくなる等の理由で不開示とされているが、従来からその不開示部分が開示されていれば、是正や対応がなされたりしていたはずなので、不開示はおかしい。

シ H20. 11. 14 には「行為者」は指導に基づき市に「行政財産現状変更申請書」を提出しているが、「施設の所有権は自分にあるので申請書は取り下げる」として、取り下げている。

その後も県、市の指導に対しても「これ見よがしに」工事を続けH27. 4. 22の現場写真では「開発行為」「建築確認」「行為変更許可」も取得しない状況で完全に「待受擁壁」を破壊している。これらは、この時の「弁護士」の発言が大きく関係しているのでは、と推測している。

ス 「恒久的工事」は完成したが、現地は県有地ではない。「差押地」で公売にかけられる。「弁護士発言」を精査しないと「公売取得者」がまた「自分の所有」を理由に、いくら「許可」を厳しくしたとしても、「工事」を行う可能性は完全に否定できない。

セ 法人名、個人名の開示を請求しているのではなくその内容の開示を求めているものであり「正当な利益が害されるおそれ」はなく、住民の安全と生活を守る上からも「内容」は開示し、必要によっては、「司法の判断」を求め、「急傾斜地崩壊危険地域」を保全、規制しなければならないと考える。

ソ 弁護士の発言が、行政が判断する際の許可基準になったのであれば、開示すべき。でなければ、今後の基準があいまいになる。

弁護士も判例等を参考に発言しているはず。個人的な意見を言うはずはない。

基準であれば、開示しても不都合はない。

タ 今回の「不開示部分」は真相を解明するうえで障害となっている。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

ア 平成 19 年から平成 27 年における鼓川町崖崩壊現場に係る鹿児島市との協議に係る関係文書（別表 1 のとおり）

イ 平成 19 年から平成 27 年における行為者に対する指導等に係る関係文書（別表 2 のとおり）

#### (2) 一部開示決定の理由

本件対象公文書に別表 3 「実施機関の不開示理由」の欄のとおり条例第 7 条に規定する不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条に基づき公表しています。

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 3 月 10 日	諮問を受けた。
4 月 18 日	実施機関から弁明書の写し及び反論書の写しを受理した。
9 月 11 日	諮問の審議を行った。(事務局から事案を説明)
10 月 17 日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11 月 6 日	口頭意見陳述申立書を受理した。
11 月 15 日	口頭意見陳述を行った。
12 月 22 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 1 月 24 日	諮問の審議を行った。
2 月 9 日	諮問の審議を行った。
3 月 20 日	諮問の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

### ア 不開示理由の妥当性について

実施機関は、本件処分に係る対象公文書を上記 3(1)のとおり特定した。

実施機関は、別表 3 の不開示理由のとおり、本件不開示情報 1 から 25 ままでを条例第 7 条第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして一部開示決定を行っている。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

なお、検討箇所を明確にするため、実施機関が開示請求者に交付した公文書の写しの順番どおりに、審査会において一連の頁番号を付した。

### イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）について

法は、第 1 条において、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することをその目的として規定している。

また、第 3 条において、都道府県知事は、法の目的を達成するために必要があると認めるときは、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる旨規定されている。

第 7 条において、急傾斜地崩壊危険区域内で制限行為を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

第 8 条において、知事は、許可を受けなかった者、許可に附した条件に違反した者等に対して、許可を取り消し、若しくは許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置（以下「崩壊防止措置」という。）をとることを命ずることができる旨規定されている。

### ウ 鼓川町崖崩壊事故（以下「本件事故」という。）について

本件事故は、急傾斜地崩壊危険区域内で行為者が工事（以下「本件工事」

という。) 中であった平成 27 年 9 月 14 日の 10 時 38 分頃に発生した。

法面が、高さ約 20 メートル、幅約 30 メートルに渡って崩壊し、同日 11 時に避難勧告が行われ、対象は最大で 23 世帯 54 名に拡大した。

その後、平成 27 年 9 月 15 日に県は行為者に対し、法に基づき、災害を防止するための応急措置(以下「応急工事」という。)及び急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置(以下「恒久対策工事」という。)を直ちに講じるよう命じたが、行為者が命令に応じないことから、行政代執行により平成 27 年 10 月 23 日に応急工事を、平成 29 年 3 月 28 日に恒久対策工事を完成させ、平成 27 年 10 月 13 日から 5 回に分けて費用納付命令を出している。

そして、行為者は、応急工事及び恒久対策工事の命令や行政代執行の費用納付命令に対して訴訟を提起している。

#### エ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記 3(1)のとおりであり、いずれも急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①県が作成した文書であって、行為者等からの聞き取り内容、鹿児島市(以下「市」という。)、県及び行為者等との協議内容、市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載した文書、②県が市との協議の過程で市から取得した文書、③県が行為者に発出した文書である。

#### オ 実施機関が条例第 7 条第 1 号(個人情報)に該当するとして不開示とした部分(本件不開示情報 1 から 4)の不開示情報該当性について

##### (7) 条例第 7 条第 1 号

条例第 7 条第 1 号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

##### (4) 本件不開示情報 1 から 4 の条例第 7 条第 1 号該当性について

###### a 本件不開示情報 1 について

本件不開示情報 1 は行為者の氏名、情報提供者の住所、氏名及び電話番号、情報提供者と周辺住民との関係が分かる部分、県職員の以前の職種、県職員の行為者に対する所見、県警からの情報提供内容、行為者の

当時の勤務先での役職名、行為地の前所有者名、問合せを行った公務員の職名、情報提供者の肩書き、情報提供者と行為者との親族関係が分かる部分であり、実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 1 のうち、行為者の氏名、情報提供者の住所、氏名及び電話番号、行為地の前所有者名、情報提供者の肩書き並びに情報提供者と行為者との親族関係が分かる部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、情報提供者と周辺住民との関係が分かる部分及び県職員の行為者に対する所見については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 1 号に該当すると認められる。

しかし、県職員の以前の職種については、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当し、また、問合せを行った公務員の職名は、条例第 7 条第 1 号ただし書ウに該当すると認められるため、開示すべきである。

また、行為者の当時の勤務先での役職名については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第 7 条第 1 号に該当しないため、開示すべきである。

ただし、行為者の当時の勤務先での役職名のうち、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる部分については、条例第 7 条第 1 号に該当すると認められる。

なお、県警からの情報提供内容については、県警が把握している個人に関する情報が記載されているが、特定の個人を識別できるとは認められない。

しかし、これを開示することにより県警から情報が得られなくなり、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる。

また、別表 3 の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分のうち、上記で判断した以外の部分については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第 7 条第 1 号に該当しないため、開示すべきである。

b 本件不開示情報 2 について

本件不開示情報 2 は「市議会議員及び県議会議員名」であり、実施機関は、市議会議員及び県議会議員としての職責ではなく個人的に問合せ等を行ったのであり、条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

しかし、一般的に、市議会議員及び県議会議員であるからこそ、住民等から相談を受け、県に問合せ等を行ったと思料され、議員としての職

責ではなく個人的な問合せ等であったと認められる特段の事情も認められない。

したがって、本件不開示情報 2 は、法令の規定により公にされている情報であり、条例第 7 条第 1 項ただし書アに該当すると認められるため、開示すべきである。

また、審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関が不開示情報 2 に該当するとして不開示とした部分には、市議会議員及び県議会議員の活動内容に関する部分が含まれていたが、この部分についても市議会議員及び県議会議員としての活動であり、条例第 7 条第 1 項ただし書ウに該当すると認められるため、開示すべきである。

c 本件不開示情報 3 について

本件不開示情報 3 は「国会議員の事務所名、連絡先及び担当者名」であり、実施機関は、国会議員事務所の担当者が国会議員としての職責ではなく担当者として問合せを行ったため、条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

国会議員事務所の担当者名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

国会議員事務所名については、上記 b と同様に、一般的に、国会議員事務所であるからこそ、住民等から相談を受けたと思料され、国会議員事務所としてではなく個人的に相談を受けたと認められる特段の事情も認められないため、条例第 7 条第 1 項ただし書アに該当するため、開示すべきである。

また、国会議員事務所の連絡先についても、事務所のホームページ等で公になっていると認められるため、開示すべきである。

d 本件不開示情報 4 について

本件不開示情報 4 は、「鹿児島地域振興局が来所者からの発言を受け住民への聞き取りをした内容」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 4 は鹿児島地域振興局職員が住民に聞き取りを行った結果が記載されているのみで、「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは認められないため、開示すべきである。

カ 実施機関が条例第 7 条第 1 号（個人情報）と条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報 5 から 15）の不開示情報該当性について

(7) 条例第 7 条第 1 号

オ(7)と同じ

(イ) 条例第 7 条第 6 号

条例第 7 条第 6 号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号アでは「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している。

(ウ) 本件不開示情報 5 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

a 本件不開示情報 5 の条例第 7 条第 1 号該当性（個人情報）について

本件不開示情報 5 は「行為者の発言内容」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、別表 3 「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、本件工事に関することや行政に関する苦情が記載されており、「特定の個人を識別できるもの」とは認められない。

また、条例第 7 条第 1 項において、個人情報が不開示情報として規定されている趣旨は、個人の権利利益を適切に保護する点にあるが、本事案においては、開示決定時点で既に法面の崩壊が発生し、報道等においても取り上げられており、本件工事に関する一定の事実については公になっていると認められる。

この点を踏まえると、本件工事に関することについては、報道等によって公になっていると認められるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とも認められない。

また、行政に関する苦情についても、本件工事に密接に関連するものであるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とも認められない。

したがって、本件不開示情報 5 のうち別表 3 「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 6 号に該当しない限り、開示すべきであるため、次に条例第 7 条第 6 号該当性について検



討する。

なお、本件不開示情報 5 のうち、別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」としている以外の部分については、個人名又は財産に関する情報等「報道等で公になっているとは認められない本件工事とは関係のない情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」若しくは法人等に関する情報であり、条例第 7 条第 1 号又は条例第 7 条第 2 号に該当すると認められるため、条例第 7 条第 6 号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

b 本件不開示情報 5 の条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 5 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、違法行為者からの正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 6 号に該当するため不開示である旨主張する。

たしかに、供述を強制できないため、聞き取り調査には行為者等の協力が不可欠と言わざるを得ない。

したがって、開示することにより、信頼関係を損ね、行為者の警戒心を招き、将来関係者から有効な情報を得ることが困難となるおそれも否定できない。

しかし、本事案の場合は、開示決定時点では既に法面の崩壊が発生し、法に基づく崩壊防止措置等の命令や行政代執行の費用納付命令に対して、行為者から訴訟が提起されており、また、県において上記 4(2)ウの恒久対策工事が行われている段階にあり、今後、聞き取り等が行われ、当該行為者の協力が得られず、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

c 本件不開示情報 5 を条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとした実施機関の判断の妥当性について

上記 a 及び b のとおり、本件不開示情報 5 のうち別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 1 号

及び条例第 7 条第 6 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

(エ) 本件不開示情報 6 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

a 本件不開示情報 6 の条例第 7 条第 6 号該当性（事務事業情報）について

本件不開示情報 6 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したもの及び県が市との協議の過程で市から取得したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 6 は「情報提供者の発言内容」であり、実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

たしかに、行為者が情報提供者の発言内容を知り得ることにより、情報の提供元の割り出しが行われる等、情報提供者がなんらかの不利益を被る可能性がある。

その結果として、これまで情報提供を行っていた者が、自らに不利益が及ぶことをおそれて、今後、情報の提供を躊躇することにより、情報源が失われることが危惧され、これら情報提供が行われなくなることは、周辺住民等からの情報提供が急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為発見の際に重要であるという事務の性質を鑑みると、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 6 を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、審査会において対象公文書を見分したところ、別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、開示したとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また、特定の個人を識別できる情報とも認められないため、開示すべきである。

なお、本件不開示情報 6 は、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められるので、同条第 1 号該当性については判断するまでもない。

(オ) 本件不開示情報 7 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

a 本件不開示情報 7 の条例第 7 条第 1 号該当性（個人情報）について  
本件不開示情報 7 は「行為者の親族の発言内容」であり、実施機関は、

発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 7 には、本件工事に関することが記載されており、「特定の個人を識別できるもの」とは認められない。

また、条例第 7 条第 1 項において、個人情報が開示情報として規定されている趣旨は、個人の権利利益を適切に保護する点にあるが、本事案においては、開示決定時点で既に法面の崩壊が発生し、報道等においても取り上げられており、本件工事に関する一定の事実については公になっていると認められる。

この点を踏まえると、本件不開示情報 7 については、本件工事に関することであり、報道等によって公になっていると認められるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とも認められない。

したがって、本件不開示情報 7 は、条例第 7 条第 6 号に該当しない限り、開示すべきであるため、次に条例第 7 条第 6 号該当性について検討する。

b 本件不開示情報 7 の条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 7 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、行為者の親族からの聞き取り内容等を記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示である旨主張する。

しかし、本件不開示情報 7 は行為者の親族の発言内容であって、行為者の親族は行為者側の立場で県からの聞き取りに応じていることから、発言内容を開示することにより、行為者から情報提供元の割り出しが行われる等の事態は想定できず、情報の提供元が失われるなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

c 本件不開示情報 7 を条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとした実施機関の判断の妥当性について

上記 a 及び b のとおり、本件不開示情報 7 は、条例第 7 条第 1 号及び条例第 7 条第 6 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

- (カ) 本件不開示情報 8 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 8 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 8 は「町内会関係者からの情報提供内容」であり、実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

実施機関の主張するとおり、公にすることにより、情報源が失われるおそれがあり、これら情報提供が行われなくなることは、周辺住民等からの情報提供が急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為発見の際に重要であるという事務の性質を鑑みると、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 8 を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、審査会において対象公文書を見分したところ、別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、公にしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないため、開示すべきである。

なお、本件不開示情報 8 は、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められるので、同条第 1 号該当性については判断するまでもない。

- (キ) 本件不開示情報 9 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 9 は「問合せを行った公務員の発言内容」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当し、また、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第 7 条第 6 号に該当するため不開示であると主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 9 は、公務員が職務上行った問合せの内容であり、条例第 7 条第 1 号ただし書に該当すると認められる。

また、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる事情もないため、開示すべきである。

- (ク) 本件不開示情報 10 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 10 は「県議会議員の発言内容」であり、実施機関は、地域住民からの相談があり、状況確認のため県議会議員が鹿児島地域振興局を訪問した際の意見が記載されており、県議会議員の職責としての業務ではなく、特定の個人が識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当し、また、県議会議員としての職責ではなく個人的な対応であったことから、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、住民からの正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 6 号に該当するため不開示である旨主張する。

しかし、議員としての職責ではなく個人的な対応であったと思料される特段の事情がない限り、議員としての職務遂行上の発言であると考えるのが妥当であるため、条例第 7 条第 1 号本文には該当せず、条例第 7 条第 1 号ただし書ウに該当すると認められる。

また、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる事情もないため、開示すべきである。

- (ケ) 本件不開示情報 11 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

- a 本件不開示情報 11 の条例第 7 条第 1 号該当性（個人情報）について

本件不開示情報 11 は「市からの情報提供内容中の行為者の発言内容」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

しかし、行為者の発言内容のうち本件工事に関する部分については、上記 4(2)カ(ウ)a で判断したとおり、「特定の個人を識別できるもの」とは認められず、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とも認められない。

したがって、本件不開示情報 11 のうち本件工事に関する部分については条例第 7 条第 6 号に該当しない限り、開示すべきであるため、次に条例第 7 条第 6 号該当性について検討する。

なお、本件不開示情報 11 のうち、別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」としている以外の部分については、個人名及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 7 条第 1 号に該当すると認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、これらの部分については、条例第 7 条第 6 号該当性について判断するまでもない。

b 本件不開示情報 11 の条例第 7 条第 6 号該当性（事務事業情報）について

本件不開示情報 11 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、違法行為者からの正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

しかし、行為者の発言内容のうち本件工事に関する部分については、上記 4(2)カ(イ) b で判断したとおり、開示したとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない。

これを踏まえると、「市からの情報提供内容中の行為者の発言内容」である本件不開示情報 11 のうち、本件工事に関する部分を公にしたとしても、今後の市の急傾斜地に関する聞き取り調査等にも支障が生じるおそれは認められず、今後、市から情報を得られなくなり、同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

c 本件不開示情報 11 を条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとした実施機関の判断の妥当性について

上記 a 及び b のとおり、本件不開示情報 11 のうち別表 3 「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 1 号及び条例第 7 条第 6 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

(2) 本件不開示情報 12 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 12 は「個人の県の急傾斜地工事への苦情の概要」であり、それだけでは個人を識別することはできないが、本件工事とは関係のない個人に関する情報であって、報道等においても公になっているとは認められない。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本件不開示情報 12 を条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報 12 は、条例第 7 条第 1 号に該当すると認められるので、同条第 6 号該当性については判断するまでもない。

(㊦) 本件不開示情報 13 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

a 本件不開示情報 13 の条例第 7 条第 1 号該当性（個人情報）について

本件不開示情報 13 は「市と県との協議で行為者の発言内容を引用した部分及び県と県議会議員との協議で行為者の発言内容を引用した部分」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

本件不開示情報 13 は、市と県又は県と県議会議員との協議の場において行為者の発言内容を引用した部分であり、行為者の発言内容のうち本件工事に関する部分については、上記 4(2)カ(ウ)a で判断したとおり、「特定の個人を識別できるもの」とは認められず、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とも認められない。

したがって、本件不開示情報 13 のうち本件工事に関する部分は条例第 7 条第 6 号に該当しない限り、開示すべきであるため、次に条例第 7 条第 6 号該当性について検討する。

なお、本件不開示情報 13 のうち、別表 3 の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」としている以外の部分については、個人名又は「報道等で公になっているとは認められない本件工事とは関係のない情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」であり、条例第 7 条第 1 号に該当すると認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、これらの情報については、条例第 7 条第 6 号該当性については判断するまでもない。

b 本件不開示情報 13 の条例第 7 条第 6 号該当性（事務事業情報）について

本件不開示情報 13 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、開示することで、違法行為者からの正確な事実の

把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

しかし、行為者の発言内容のうち本件工事に関する部分については、上記 4(2)カ(ウ) b で判断したとおり、開示したとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない。

これを踏まえると、市と県又は県と県議会議員との協議の場において行為者の発言内容を引用した部分である本件不開示情報 13 のうち、本件工事に関する部分を開示したとしても、今後同種の協議の場において、率直な意見交換が妨げられ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

- c 本件不開示情報 13 を条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとした実施機関の判断の妥当性について

上記 a 及び b のとおり、本件不開示情報 13 のうち別表 3 「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 1 号及び条例第 7 条第 6 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

- (2) 本件不開示情報 14 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

- a 本件不開示情報 14 の条例第 7 条第 1 号該当性（個人情報）について

本件不開示情報 14 は「行為者等との協議内容に関する鹿児島地域振興局の補足情報」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 14 のうち個人名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できると認められ、条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、実施機関が不開示とした部分のうち個人名以外の部分については、鹿児島地域振興局が来所者からの発言を受け、工事に関する情報を補足した内容が記載されており、実施機関が主張するような発言内容の記載はなく、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは認められない。

したがって、本件不開示情報 14 のうち個人名以外の部分については、条例第 7 条第 6 号に該当しない限り開示すべきであるため、次に条例第 7 条第 6 号該当性について検討する。

- b 本件不開示情報 14 の条例第 7 条第 6 号該当性（事務事業情報）について



本件不開示情報 14 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 14 のうち個人名以外の部分は住民等からの情報提供の内容ではないため、開示したとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- c 本件不開示情報 14 を条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとした実施機関の判断の妥当性について

上記 a 及び b のとおり、本件不開示情報 14 のうち別表 3 「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 1 号及び条例第 7 条第 6 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

- (ヌ) 本件不開示情報 15 の条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

- a 本件不開示情報 15 の条例第 7 条第 1 号該当性（個人情報）について  
本件不開示情報 15 は「情報提供と合わせて行われた匿名個人からの問合せ内容」であり、実施機関は、発言内容から特定の個人を識別できることから条例第 7 条第 1 号に該当する旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 15 は匿名個人名及び匿名個人からの問合せ内容であり、開示したとしても特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件不開示情報 15 は、条例第 7 条第 6 号に該当しない限り開示すべきであるため、次に条例第 7 条第 6 号該当性について検討する。

- b 本件不開示情報 15 の条例第 7 条第 6 号該当性（事務事業情報）について

本件不開示情報 15 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

たしかに、本件不開示情報 15 のうち、情報提供と合わせて行われた匿名個人からの問合せ内容については、開示することにより問合せのみならず情報提供さえも行われなくなるおそれがあり、情報提供が行われなくなることは、周辺住民等からの情報提供が制限行為発見の際に重要であるという事務の性質を鑑みると、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。

ただし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 15 のうち別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分は、開示したとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない。

- c 本件不開示情報 15 を条例第 7 条第 1 号（個人情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとした実施機関の判断の妥当性について

上記 a 及び b のとおり、本件不開示情報 15 のうち別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 1 号及び条例第 7 条第 6 号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

- キ 実施機関が条例第 7 条第 2 号（法人等情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報 16 から 18）の不開示情報該当性について

- (ア) 条例第 7 条第 2 号

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、  
「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書

に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

- (イ) 本件不開示情報 16 及び 17 の条例第 7 条第 2 号（法人等情報）該当性について

本件不開示情報 16 及び 17 は「行為地近辺の法人の名称及び電話番号」及び「行為者が設計又は法面保護工事を依頼した法人名」であり、実施機関は、法人名及び法人に関する部分を公にすることによって、法人が本件工事に関与したのではないかと誤った情報が流れ、法人の正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関の主張するとおり、法人名及び法人に関する部分を公にすることによって、法人が本件工事に関与したのではないかと誤った情報が流れ、法人の正当な利益を害するおそれが認められる。

したがって、本件不開示情報 16 及び 17 を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、法人に関する情報とは認められないため、開示すべきである。

- (ウ) 本件不開示情報 18 の条例第 7 条第 2 号（法人等情報）該当性について

本件不開示情報 18 は「行為者の勤務先及び勤務先に関する情報」であり、実施機関は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為発見当時は行為者の名前を把握しておらず、行為者を特定するものとしては、会社名の情報しかなく、後日、行為者が個人であり、個人所有地に個人として行為を行ったものであることが判明し、会社名を公にすると、法人の正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 18 のうち、法人の名称等については、実施機関の主張するとおり、制限行為は、法人としての行為ではなく、個人財産の活用として個人として行為を行ったものであり、法人名を公にすると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 18 を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表 3 の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、条例第 7 条第 2 号に該当するとは認められないため開示すべきである。

- ク 実施機関が条例第 7 条第 2 号（法人等情報）及び条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報 19）について

- (ア) 条例第 7 条第 2 号

上記キ(ア)と同じ

(イ) 条例第 7 条第 5 号

条例第 7 条第 5 号では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

(ウ) 本件不開示情報 19 の条例第 7 条第 2 号（法人情報等）及び条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）該当性について

本件不開示情報 19 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①市と県が行った協議内容を記載したもの、②県が市との協議の過程で市から取得したものであることから、条例第 7 条第 5 号の「県の機関、他の地方公共団体の相互間における協議に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 19 は「市が法律相談を行った弁護士名」であり、実施機関は、市が意思決定を行う参考として法律相談を行った弁護士の氏名であり事業を営む個人名が公にされることにより、当該弁護士が当該案件に関与していることが明らかとなり、当該事案について当該弁護士が直接問合せや働きかけを受けることも想定され、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 号に該当する旨主張する。

実施機関の主張するとおり、弁護士名を公にすれば、当該弁護士が当該案件に関与していることが明らかとなり、当該案件について当該弁護士が直接問合せや働きかけを受けることも想定され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 19 を条例第 7 条第 2 号に該当するとして、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報 19 は条例第 7 条第 2 号に該当すると認められるので、同条第 5 号該当性については判断するまでもない。

ケ 実施機関が条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報 20）について

(7) 条例第 7 条第 5 号

上記ク(イ)と同じ

(イ) 本件不開示情報 20 の条例第 7 条第 5 号該当性

本件不開示情報 20 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、市と県が行った協議内容を記載したものであることから、条例第 7 条第 5 号の「県の機関、他の地方公共団体の相互間における協議に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、市から県への質問事項であり、この情報を公にすることで市からの率直な意見が得られなくなり、将来同種の事案が発生した場合において、率直な意見交換が損なわれるおそれがある旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 20 は「市からの情報提供内容」であり、実施機関が主張するとおり、公にすることで市からの率直な意見が得られなくなり、将来同種の事案が発生した場合において、率直な意見交換が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 20 を条例第 7 条第 5 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、本件不開示情報 20 のうち、別表 3「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、公にすることで市からの率直な意見が得られなくなり、将来同種の事案が発生した場合において、率直な意見交換が損なわれるおそれがあると認められないため、開示すべきである。

コ 実施機関が条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報 21 から 23）について

(ア) 条例第 7 条第 5 号

上記ク(イ)と同じ

(イ) 条例第 7 条第 6 号

上記カ(イ)と同じ

(ウ) 本件不開示情報 21 の条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 21 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における行為者の制限行為に対し許可を行うという事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、市と県との打合せは、法面の施設を工事した者に対する事情聴取の内容、周辺住民からの意見、県及び市が調査した内容等その時点で保有している情報を提供しながら協議を行っているが、その情報の中には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分なものも含まれており、行為許可者に対する指導、是正命令等までの意思決定の過程や法面崩落後における協議内容が公になると、急傾斜地崩壊危険区域内等で制限行為を行う際の申請内容や施工方法等について正確な事実の把握を困難にするおそれや違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 21 は「市と県との協議における市の発言内容」であり、実施機関の主張するとおり、

急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に関する県と市との協議においては、その時点で保有している情報を提供しながら行っているが、その情報の中には未成熟な情報や事実関係の確認が不十分なものも含まれており、これらを公にすることにより、今後協議の場で未成熟な情報や事実関係の確認の不十分な情報の提供が躊躇され、率直な意見交換が損なわれ、正確な事実の把握を困難にし、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 21 を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報 21 は条例第 7 条第 6 号に該当すると認められるので、同条第 5 号該当性については判断するまでもない。

(エ) 本件不開示情報 22 の条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 22 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①行為者等からの聞き取り内容、②市、県及び行為者等との協議内容、③市及び住民からの情報提供内容を日付毎に記載したものであることから、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 22 は「鹿児島地域振興局建設部長の発言内容」であり、実施機関は、公にすることにより率直な意見の交換が損なわれるおそれ又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、鹿児島地域振興局建設部長の発言は、本件工事に対する地元住民の反応を説明しているのみで、開示することにより、実施機関の主張するようなおそれは認められないことから開示すべきである。

(オ) 本件不開示情報 23 の条例第 7 条第 5 号（審議検討等情報）及び条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 23 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に対し許可を行う事務に関し、①市と県が行った協議内容を記載したもの、②県が市との協議の過程で市から取得したものであることから、条例第 7 条第 5 号の「県の機関、他の地方公共団体の相互間における協議に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 23 は「市が法律相談を行った際の弁護士の発言内容」であり、実施機関は、この内容を公にすることにより、市から率直な意見が得られにくくなり、今後、同種の審議において率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 23 は実施機関の主張するとおり、公にすることにより、市が情報提供を行うことを躊躇し、今後の同種の審議において率直な意見交換が不当に損なわれる

おそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 23 を条例第 7 条第 5 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報 23 は条例第 7 条第 5 号に該当すると認められるので、同条第 6 号該当性については判断するまでもない。

サ 実施機関が条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報 24 及び 25）について

(ア) 条例第 7 条第 6 号

上記カ(イ)と同じ

(イ) 本件不開示情報 24 の条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 24 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における行為者の制限行為に対し許可を行う事務に関し、市、県及び行為者との協議内容が記載されたものであり、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 24 は「市、県及び行為者との協議の内容」であり、実施機関は、県が行う事務に関する情報であって、今後、同様な急傾斜地崩壊危険区域等の無許可行為が発生した場合において、率直な意見の交換や正確な事実の把握を困難にするおそれがある旨主張する。

審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関の主張するとおり、本件不開示情報 24 には、協議における率直な意見が記載されており、これを開示することにより市と県との協議において、率直な意見の交換が妨げられ、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 24 を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 25 の条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）該当性について

本件不開示情報 25 が記載された公文書は、急傾斜地崩壊危険区域内における行為者の制限行為に対し許可を行う事務に関し、市と県が行った協議内容を記載したものであり、条例第 7 条第 6 号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

本件不開示情報 25 は「市が行った法律相談の相手方の肩書き」であり、実施機関は、事業を営む個人の肩書きを公にすると、市が法律相談自体を躊躇し、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えたことから不開示である旨主張する。

しかし、審査会において対象公文書を見分したところ、本件不開示情報 25 は、市が行った法律相談の相手方の肩書きであり、肩書きを開示したとしても、市が法律相談自体を躊躇し、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

シ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表1

文書番号	頁番号	公文書名
文書1	1	急傾斜地崩壊危険区域(池之上2地区)無許可行為について
文書2	2~17	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)内無許可行為について
文書3	18~20	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する打ち合わせ
文書4	21	〇〇と鹿児島市河川港湾課打合せ概要
文書5	22~23	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する鹿児島市管財課の説明
文書6	24	急傾斜地池之上地区・池之上2地区における許可行為への対応について
文書7	25	急傾斜地崩壊危険区域(池之上2)に関する市の施設の取扱方針について
文書8	26	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する打ち合わせ
文書9	27	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)について
文書10	28	鼓川崩落事故関係:10/8の動き(建設総務課長 泊)
文書11	29~30	弁護士相談記録 〇〇
文書12	31	急傾斜地 池之上地区における無許可行為に対する対応
文書13	32	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可書
文書14	33~34	協議報告書
文書15	35	県単急傾斜地崩壊対策事業により整備された急傾斜地崩壊危険区域(池之上2地区)に係る施設の取り扱い方針等について(照会)
文書16	36~37	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可変更許可及び期間更新について(回答)
文書17	38	〇〇氏

別表2

文書番号	頁番号	公文書名
文書18	39	急傾斜地崩壊危険区域内の工事の中止について(警告)
文書19	40	急傾斜地崩壊危険区域内の工事の中止について(再警告)
文書20	41~43	急傾斜地 池之上地区における無許可行為に係る指導
文書21	44	急傾斜地 池之上地区 無許可行為について
文書22	45~46	急傾斜 池之上地区について
文書23	47	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可の変遷
文書24	48	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)現地確認
文書25	49	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する打ち合わせ
文書26	50~51	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する協議
文書27	52	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)現地調査
文書28	53~55	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する打ち合わせ
文書29	56	急傾斜地崩壊危険区域(池之上2)に関する交渉概要
文書30	57	急傾斜地崩壊危険区域(池之上2)に関する現地での協議(概要)
文書31	58	急傾斜地崩壊危険区域(池之上2)に関する変更申請(概要)
文書32	59~61	急傾斜地崩壊危険区域(池之上, 池之上2)に関する現地調査
文書33	62	命令書
文書34	63~69	鼓川町における平成27年5月27日付け変更許可事案の経緯

別表3

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報1	文書1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34	行為者の氏名, 情報提供者の住所, 氏名及び電話番号, 情報提供者と周辺住民との関係が分かる部分, 県職員の以前の職種, 県職員の行為者に対する所見, 県警からの情報提供内容, 行為者の当時の勤務先での役職名, 行為地の前所有者名, 問合せを行った公務員の職名, 情報提供者の肩書き, 情報提供者と行為者との親族関係が分かる部分	条例第7条第1号(個人情報)に該当 当該部分は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 原則として不開示であり, 同号ただし書のいずれにも該当しない。	下記の部分については開示すべき ・2頁21行目6文字目から10文字目 ・2頁29行目39文字目から43文字目 ・2頁30行目33文字目から31行目 ・2頁32行目1文字目から17文字目 ・3頁8行目2文字目から3文字目 ・3頁10行目1文字目から4文字目 ・3頁16行目1文字目から4文字目 ・3頁23行目1文字目から4文字目 ・3頁29行目1文字目から4文字目 ・3頁33行目1文字目から4文字目 ・4頁12行目6文字目から7文字目 ・5頁7行目6文字目から7文字目 ・5頁31行目1文字目から2文字目 ・6頁4行目5文字目から6文字目 ・6頁6行目1文字目から4文字目 ・6頁35行目1文字目から4文字目 ・7頁1行目11文字目から12文字目 ・7頁4行目1文字目から4文字目 ・7頁25行目5文字目から6文字目 ・8頁3行目17文字目から29文字目 ・17頁15行目9文字目から15文字目 ・17頁21行目23文字目から37文字目 ・18頁13行目1文字目から2文字目 ・18頁36行目1文字目から2文字目 ・24頁17行目19文字目から20文字目 ・27頁15行目5文字目から7文字目 ・28頁2行目1文字目から12文字目 ・28頁3行目9文字目から17文字目 ・46頁2行目4文字目5文字目 ・47頁24行目1文字目から2文字目 ・49頁5行目1文字目から2文字目 ・49頁26行目1文字目から2文字目 ・49頁28行目1文字目から2文字目 ・50頁11行目1文字目から2文字目 ・50頁35行目1文字目から2文字目 ・51頁1行目14文字目から15文字目 ・51頁2行目1文字目から2文字目 ・51頁3行目3文字目から4文字目 ・51頁4行目1文字目から2文字目 ・51頁6行目1文字目から2文字目 ・51頁15行目1文字目から2文字目 ・53頁4行目1文字目から2文字目 ・53頁14行目15文字目から16文字目 ・53頁15行目28文字目から29文字目 ・53頁15行目36文字目から37文字目 ・54頁4行目1文字目から2文字目 ・54頁13行目1文字目から2文字目 ・54頁19行目2文字目から3文字目 ・55頁6行目1文字目から2文字目 ・55頁10行目1文字目から2文字目 ・63頁7行目15文字目から38文字目 ・64頁13行目15文字目から25文字目

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報2	文書2, 3, 20, 25	市議会議員及び県議会 議員名	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当            県民(相談者)と県との個別相談の場に、公務員等(議員)が職務の遂行として同席した場合は            開示すべきであるが、知人の依頼により市議会議員及び県議会議員としての職責ではなく個人的            に参加した場合は公務員等(議員)に限らず、個別相談者の意向により誰でも個人として同席でき            るので、個人に関する情報として保護されるべきである。            そのため、同席者に公務員等(議員)が含まれていたとしても、職務の遂行に該当しない場合            は、鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当する。</p>	開示すべき
本件不開 示情報3	文書9	国会議員の事務所名、 連絡先及び担当者名	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当            国会議員事務所の担当者が、県民から相談を受け、市に問合せを行ったのであり、国会議員の            職責ではなく、担当者が個人的に行ったことであるため、鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個            人に関する情報)に該当する。</p>	担当者名以外は開示すべき
本件不開 示情報4	文書34	鹿児島地域振興局が来 所者からの発言を受け 住民への聞き取りをした 内容	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当            当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の            個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあ            るものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p>	開示すべき

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報5	文書2, 3, 4, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 34	行為者の発言内容	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当 発言内容から特定の個人が識別できることから個人情報である。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当 県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、違法行為者からの正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示である。</p>	<p>下記以外は開示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3頁11行目7文字目から12行目31文字目</li> <li>・3頁14行目11文字目から14文字目</li> <li>・9頁29行目から33行目</li> <li>・12頁23行目5文字目から20文字目</li> <li>・12頁24行目</li> <li>・12頁25行目2文字目から3文字目</li> <li>・12頁26行目18文字目から19文字目</li> <li>・12頁27行目から28行目</li> <li>・13頁30行目から31行目</li> <li>・41頁33行目から37行目</li> <li>・45頁5行目5文字目から20文字目</li> <li>・45頁6行目</li> <li>・45頁7行目2文字目から3文字目</li> <li>・45頁8行目19文字目から20文字目</li> <li>・45頁9行目から10行目</li> <li>・46頁4行目から5行目</li> <li>・47頁29行目14文字目から28文字目</li> <li>・48頁9行目2文字目から10行目</li> <li>・48頁20行目6文字目から10文字目</li> <li>・48頁21行目17文字目から22行目</li> <li>・49頁29行目13文字目から30文字目</li> <li>・50頁12行目22文字目から13行目</li> <li>・50頁16行目から18行目27文字目</li> <li>・50頁27行目11文字目から15文字目</li> <li>・50頁27行目36文字目から28行目2文字目</li> <li>・50頁28行目18文字目から19文字目</li> <li>・50頁28行目39文字目</li> <li>・50頁30行目15文字目から25文字目</li> <li>・50頁32行目30文字目から33行目</li> <li>・52頁11行目31文字目から12行目4文字目</li> <li>・52頁13行目11文字目から15文字目</li> <li>・56頁17行目5文字目から6文字目</li> <li>・59頁10行目2文字目から11行目</li> <li>・63頁12行目15文字目から13行目14文字目</li> <li>・63頁23行目22文字目から25文字目</li> <li>・64頁23行目2文字目から24行目24文字目</li> <li>・64頁26行目15文字目から16文字目</li> <li>・64頁26行目24文字目から25文字目</li> <li>・65頁29行目15文字目から33文字目</li> <li>・65頁31行目10文字目から11文字目</li> <li>・67頁21行目6文字目から23行目</li> <li>・67頁31行目26文字目から27文字目</li> <li>・68頁17行目1文字目から2文字目</li> <li>・69頁7行目2文字目から3文字目</li> </ul>

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報6	文書2, 9, 14, 17, 34	情報提供者の発言内容	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当 発言内容から特定の個人が識別できることから個人情報である。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当 県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示である。</p>	65頁37行目1文字目から2文字目は開示すべき
本件不開 示情報7	文書32	行為者の親族の発言内容		開示すべき
本件不開 示情報8	文書34	町内会関係者からの情報提供内容		66頁21行目19文字目から22文字目は開示すべき
本件不開 示情報9	文書34	問合せを行った公務員の発言内容		開示すべき

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報10	文書2, 20, 25	県議会議員の発言内容	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当 地域住民からの相談があり、状況確認のため県議会議員が地域振興局を訪問した際の意見が記載されており、県議会議員の職責としての業務ではないことから、特定の個人が識別できることから個人情報であり、不開示である。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当 県議会議員としての職責ではなく個人的な対応であったことから、県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、住民からの正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。</p>	開示すべき
本件不開 示情報11	文書2, 5	市からの情報提供内容 中の行為者の発言内容	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当 発言内容から特定の個人が識別できることから個人情報である。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当 県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な情報源であることから、公にすることで、違法行為者からの正確な事実の把握が困難となったり又は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示である。</p>	個人名及び11頁31行目5文字目から16文字目以外は開示すべき

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報12	文書2	個人の県の急傾斜地工 事への苦情の概要	<p>条例第7条第1号(個人情報)に該当 発言内容から特定の個人が識別できることから個人情報である。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当 県が行う事務に関する情報であって、急傾斜地崩壊危険区域内で行う制限行為に対し、許可を 行う性質上、土地所有者からの申請、施工業者、周辺住民及び地元自治体からの情報は重要な 情報源であることから、公にすることで、違法行為者からの正確な事実の把握が困難となったり又 は隠蔽をするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示で ある。</p>	不開示妥当
本件不開 示情報13	文書2, 3, 5, 8	市と県との協議で行為 者の発言内容を引用し た部分 県と県議会議員との協 議で行為者の発言内容 を引用した部分		<p>下記以外については開示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人名</li> <li>・18頁15行目21文字目から34文字目</li> <li>・22頁11行目29文字目から12行目</li> <li>・26頁13行目37文字目から14行目36文字 目</li> <li>・26頁22行目19文字目から33文字目</li> <li>・26頁23行目4文字目から18文字目</li> <li>・26頁25行目6文字目から15文字目</li> </ul>
本件不開 示情報14	文書34	行為者等との協議内容 に関する鹿児島地域振 興局の補足情報		個人名以外は開示すべき
本件不開 示情報15	文書34	情報提供と合わせて行 われた匿名個人からの 問合せ内容	<p>下記の部分については開示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・66頁28行目1文字目から5文字目</li> <li>・66頁28行目20文字目から26文字目</li> </ul>	

	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開 示情報16	文書2	行為地近辺の法人の名 称及び電話番号		下記の部分については、開示すべき ・2頁22行目25文字目から34文字目 ・5頁33行目11文字目から14文字目 ・5頁33行目17文字目から33文字目 ・5頁33行目35文字目から34行目
本件不開 示情報17	文書34	行為者が設計又は法面 保護工事を依頼した法 人名	条例第7条第2号(法人等情報)に該当 法人名及び法人に関する部分を公にすることによって当該法人等の権利その他正当な利益を 害するおそれがあることから不開示であり、同号ただし書きにも該当しない。 法人が本件工事に関与したのではないかといった誤った情報が流れ、法人の正当な利益を害す るおそれがあることから、不開示とした。	下記の部分については、開示すべき ・63頁28行目13文字目から17文字目 ・63頁33行目18文字目から22文字目 ・64頁9行目14文字目から18文字目 ・65頁1行目6文字目から10文字目 ・65頁14行目22文字目から26文字目 ・68頁15行目3文字目から7文字目 ・68頁32行目12文字目から15文字目 ・68頁33行目9文字目から10文字目
本件不開 示情報18	文書2, 12	行為者の勤務先及び勤 務先に関する情報	条例第7条第2号(法人等情報)に該当 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為発見当時は行為者の名前を把握しておらず、行為 者を特定するものとしては、会社名の情報しかなく、後日、行為者が個人であり、個人所有地に個 人として行為を行ったものであることが判明した。会社名を公にすると、法人の正当な利益を害す るおそれがあることから法人情報であり、不開示とした。	2頁29行目29文字目から38文字目は開示 すべき
本件不開 示情報19	文書5, 11	市が法律相談を行った 弁護士名	条例第7条第2号(法人等情報)に該当 鹿児島市が意思決定を行う参考として法律相談を行った弁護士の氏名であり事業を営む個人名 が公にされることにより、当該弁護士が当該案件に関与していることが明らかとなり、当該事案に ついて当該弁護士が直接問い合わせや働きかけを受けることも想定され、法人の競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがあることから不開示とした。  条例第7条第5号(審議検討等情報)に該当 この情報は、市から提供されたものであり、公にすることにより、市からの率直な意見が得られ なくなり、将来予想される同種の協議において正確な情報交換が損なわれるおそれがあることか ら不開示とした。	不開示妥当
本件不開 示情報20	文書10	市からの情報提供内容	条例第7条第5号(審議検討等情報)に該当 市から県への質問事項であり、この情報を公にすることで市からの率直な意見が得られなくな り、将来同種の事案が発生した場合において、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることか ら不開示とした。	28頁12行目3文字目から9文字目は開示す べき



	別表1及び2の 文書番号	不開示部分	実施機関の不開示理由	審査会の判断
本件不開示情報21	文書1, 2	市と県との協議における市の発言内容	<p>条例第7条第5号(審議検討等情報)に該当                      県と鹿児島市との打合せは法面の施設を工事した者に対する事情聴取の内容、周辺住民からの意見、県及び鹿児島市が調査した内容等その時点で保有している情報を提供しながら協議を行っているが、その情報の中には、未成熟な情報や事実関係の不十分なものも含まれており、行為許可者に対する指導、是正命令等までの関係者の率直な意見の交換、意思決定の過程や法面崩落後における協議内容が公になると、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、急傾斜地崩壊危険区域内等の行為許可に対する率直な意見交換が損なわれ、公平な意思決定の形成に不当な影響を与えるおそれがあることから、保護されるべきであり、不開示と判断。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当                      県と鹿児島市との打合せは法面の施設を工事した者に対する事情聴取の内容、周辺住民からの意見、県及び鹿児島市が調査した内容等その時点で保有している情報を提供しながら協議を行っているが、その情報の中には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分なものも含まれており、行為許可者に対する指導、是正命令等までの意思決定の過程や法面崩落後における協議内容が公になると、急傾斜地崩壊危険区域内等で制限行為を行う際の申請内容や施工方法等について正確な事実の把握を困難にするおそれや違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、保護されるべきであり、不開示と判断。</p>	不開示妥当
本件不開示情報22	文書2, 20	鹿児島地域振興局建設部長の発言内容	<p>条例第7条第5号(審議検討等情報)及び第7条第6号(事務事業情報)に該当                      公にすることにより率直な意見の交換が損なわれるおそれ又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。</p>	開示すべき
本件不開示情報23	文書5, 11	市が法律相談を行った際の弁護士の発言内容	<p>条例第7条第5号(審議検討等情報)に該当                      市が意思決定を行う参考として法律相談を行った際の内容であり、この内容を公にすることにより、市から率直な意見が得られにくくなり、今後、同種の審議において率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため不開示とした。</p> <p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当                      区域内での無許可行為に対する正確な事実の把握や意見等の情報が得られにくくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。</p>	不開示妥当
本件不開示情報24	文書4	市、県及び行為者との協議の内容	<p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当                      県が行う事務に関する情報であって、今後、同様な急傾斜地崩壊危険区域等の無許可行為が発生した場合において、率直な意見の交換や正確な事実の把握を困難にするおそれがあり不開示である。</p>	不開示妥当
本件不開示情報25	文書5	市が行った法律相談の相手方の肩書き	<p>条例第7条第6号(事務事業情報)に該当                      事業を営む個人名を公にすると、市が法律相談自体を躊躇し、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えたことから不開示である。</p>	開示すべき